

令和 7・8・9 年度

上田市建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領（追加）

令和 7・8・9 年度に上田市が発注する建設コンサルタント業務等の入札参加を希望される方で、新規に登録される方、営業所や業種を追加登録される方は、下記により入札参加資格審査の追加申請を行ってください。

なお、土地家屋調査士の方は、物品入札(見積)参加資格審査へ申請を行ってください。

記

1 申請受付期間 令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年 9 月 18 日まで（厳守）

2 申請方法 インターネットによる申請（パソコン環境での操作を推奨）

3 資格有効期間 令和 8 年 11 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日まで

4 申請者の要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 「上田市税」及び「都道府県税」を滞納していないこと。
- (3) 申請日直前の 10 月 1 日（入札参加資格審査基準日）から申請日現在において、営業に関し許認可等を必要とする場合において、これを得ていること（測量法に基づく測量業登録、建築士法に基づく建築士事務所についての登録）。
- (4) 建設コンサルタント等の業務の営業年数が、申請日直前の 10 月 1 日（入札参加資格審査基準日）の前日まで引き続き 1 年以上経過していること。
- (5) 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の業種について申請日直前の 10 月 1 日（入札参加資格審査基準日）の属する年度の直前 1 年間の事業年度において業務実績があること。
- (6) 申請日現在において、健康保険法第 48 条、厚生年金保険法第 27 条及び雇用保険法第 7 条の規定による届出の義務を履行していること（届出の義務がない者は除く）。
- (7) 上田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

5 資格の付与

- (1) 申請内容を審査し、入札参加資格があると認められた者については、上田市建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登録します。
- (2) 建設コンサルタント業務等の入札参加資格は、測量、建築コンサルタント、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの 5 種類の業務について、それぞれ認定します。
- (3) 有効期間内であっても、参加資格要件を満たさないことが明らかとなった場合は、資格を取り消す場合があります。
- (4) 申請内容及び提出書類に不備がある場合や登録とならなかった場合は、後日連絡します。
- (5) 登録となった場合、市から登録の通知はしません。 上田市建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿を、上田市ホームページに掲載しますのでご確認ください。

6 所在地区分

上田市建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿は、所在地区分別に作成します。所在地区分は、次の4区分です。

(1) 市内業者

【法人】 上田市内に本店（社）を有する事業者

【個人】 事業主が上田市内に住民登録を有する事業者

※ 個人事業者で、上田市内に事務所を有していても、事業主が上田市外に住民登録している事業者は、県内業者に区分させていただきますので、ご注意ください。

(2) 準市内業者

上田市内に支店又は営業所（以下「支店等」という。）を有し、その支店等に入札・契約に関する権限が委任され、次の認定要件を全て満たす事業者

準市内業者の認定を希望する事業者は、「準市内業者認定申請書」の提出が必要です。

なお、認定要件を満たしているかを確認するため、予告をせずに市職員が事務所を訪問するなどして、実態調査を行う場合があります。実態調査に協力しない場合や調査の結果、不備が判明しても改善されない場合は、準市内業者の認定を取り消し、県内業者として取り扱うとともに、指名停止等の措置を行う場合がありますので、ご注意ください。

【認定要件】

1 事務所の形態

- (1) 事務所の所在を明らかにした看板又は表札が設置されていること。
- (2) 事務用什器、備品、通信機器等が具備されていること。
- (3) 電子入札システムの利用者登録が支店等の名義で登録していること。
- (4) 建設工事にあつては、建設業法の規定により許可を受けた支店等であること。

2 人的配置

- (1) 事務所に常駐職員が1名以上配置されていること。
- (2) 建設工事にあつては、建設業法の規定に基づき、登録工種に係る技術者が専任（本店及び他支店等との兼務不可）で配置されていること。

3 連絡体制

- (1) 電話番号及びメールアドレスが支店等のものであること。
- (2) 常に連絡がとれる体制（常時不在転送の状態は不可）となっていること。

(3) 県内業者

長野県内に本店（社）又は建設業の許可を受けた支店等を有し、その支店等に入札・契約に関する権限が委任されている事業者

(4) 県外業者

長野県外に本店（社）又は建設業の許可を受けた支店等を有し、その支店等に入札・契約に関する権限が委任されている事業者

7 申請事項

(1) 共通申請事項

申請区分	申請事項	入力等要領
本 社 基 本 情 報	商号又は名称 (漢字)	・登記事項証明書の商号を入力してください。
	法人番号	・13桁の法人番号を入力してください（登記事項証明書等にある12桁の数値の先頭に一桁の数字を付加したもの）。

申請区分	申請事項	入力等要領
		法人番号は「法人番号指定通知書」又は国税庁の「法人番号公表サイト」において確認できます。
	代表者役職名	- 登記の代表者の役職（代表取締役等）を入力してください。 - 社長など登記に表示されない肩書きは入力しないでください（例：代表取締役社長×⇒代表取締役〇、代表理事組合長×⇒代表理事〇）
	郵便番号	本社（店）所在地の郵便番号を入力してください。
	所在地	実際の所在地が登記と異なる場合は、「登記上の所在地又は住民票上の住所」欄に登記上の住所等を入力してください。
	連絡先	入札契約業務について連絡が取れる電話番号、メールアドレスを入力してください。
企業基本情報	自己資本額（株主資本）	- 入札参加資格審査申請日の直前の10月1日が属する事業年度の直前の事業年度の決算時の額を入力してください（千円未満切り捨て）。 - 個人事業主の場合は、「元入金」＋「青色申告特別控除前の所得金額」＋「事業主借」－「事業主貸」で計算した額を入力してください（千円未満切り捨て）。 - 非営利団体、財団法人、社団法人及び特定非営利活動法人等は、「正味財産合計額」を入力してください（千円未満切り捨て）。
	自己資本額（評価・換算差額等）	- 入札参加資格審査申請日の直前の10月1日が属する事業年度の直前の事業年度の決算時の額を入力してください（千円未満切り捨て）。 - 個人事業主、非営利団体、財団法人、社団法人及び特定非営利活動法人等は、入力不要です。
	自己資本額（新株予約権）	- 入札参加資格審査申請日の直前の10月1日が属する事業年度の直前の事業年度の決算時の額を入力してください（千円未満切り捨て）。 - 該当する株式会社のみ入力すること。
	営業情報（創業年月日）	法人の場合は、登記事項証明書に記載の「会社成立の年月日」、個人の場合は、創業年月日を入力してください。
	営業情報（休業等期間）	休業の実績（税務署や自治体に休業届を提出した経過）がある場合は、その期間を入力してください。
	営業情報（現組織への変更日）	会社法第2条26号に定義される組織変更の経過がある場合は、その変更日を入力してください。（株式会社が合名会社等へ、あるいは合名会社等が株式会社）
	営業情報（営業年数）	入札参加資格審査申請日の直前の10月1日時点の建設コンサルタント等業務の営業年数を入力してください。
	職員数等（従業員数）	- 申請日時点での常勤の人数を入力してください（常勤とは客観的な判断事項（雇用保険に加入している等）を有する者）。 - 代表者、役員も従業員として含めます。 - 子会社の従業員、派遣されている従業員、雇用保険に加入していないパート、アルバイトは、含めません。
	職員数等（うち事務職）	従業員のうち、事務職の人数を入力してください。
	有資格技術職員	- 入札参加資格審査申請日及び当該申請日の直前の10月1日現在において雇用する有資格者の数を入力してください。 1人の方が複数の資格を取得している場合は、各資格の人数に計上して差し支えありません。 - 提出様式「技術者一覧表」に記載した有資格者の人数と一致するように入力してください。
売上実績情報	社会保険・雇用保険の加入状況	加入義務がない場合は、「無」を選択してください（社会保険に加入義務がないことの申出書の提出が必要）。
	期間（直前の事業年度）	入札参加資格審査申請日の直前の10月1日が属する事業年度の直前の事業年度期間を入力してください。（決算日が9月30日で申請日が2024年12月1日の場合：2023年10月1日～2024年9月30日）
	期間（前前年度の事業年度）	入札参加資格審査申請日の直前の10月1日が属する事業年度の前前年度の事業年度期間を入力してください。

申請区分	申請事項	入力等要領
		(決算日が9月30日で申請日が2024年12月1日の場合：2022年10月1日～2023年9月30日)
	業種別の請負代金	- 入札参加資格の付与を希望する業種別に上記の事業年度別の請負代金を入力してください(千円未満切り捨て)。 ※入札参加資格の付与を希望しない業種については、入力不要
登録事業情報	登録状況(測量)	入札参加資格審査申請日及び当該申請日の直前の10月1日現在において、測量法の規定による測量業者の登録を受けている場合は、チェックしてください(測量業の入札参加資格付与を希望する場合は必須)。
	登録状況(建築コンサルタント)	入札参加資格審査申請日及び当該申請日の直前の10月1日現在において、建築士法の規定による建築士事務所についての登録を受けている場合は、チェックしてください(建築コンサルタントの入札参加資格付与を希望する場合は必須)。
	登録状況(建設コンサルタント)	入札参加資格審査申請日及び当該申請日の直前の10月1日現在において、建設コンサルタント登録規程による登録を受けている場合は、登録部門別にチェックしてください。
	登録状況(地質調査)	入札参加資格審査申請日及び当該申請日の直前の10月1日現在において、地質調査業者登録規程による登録を受けている場合は、チェックしてください。
	登録状況(補償コンサルタント)	入札参加資格審査申請日及び当該申請日の直前の10月1日現在において、補償コンサルタント登録規程による登録を受けている場合は、登録部門別にチェックしてください。
契約実績情報	実績	- 入札参加資格審査申請日の直前の10月1日が属する事業年度の直前の事業年度及び前前年度の請負実績を50件まで入力できます(決算日が9月30日で申請日が2024年12月1日の場合：2022年10月1日～2024年9月30日の事業年度ごとの請負実績)。 - 入札参加資格付与を希望する業種(分野)の実績のみ入力してください。 - 直前2年間の各事業年度に請負実績があることを資格付与の要件とする団体への資格付与申請をする場合は、必ず業種(分野)ごとに2年度分の実績を入力してください。 - 国や自治体等の公的機関から受注した工事の実績については、テクリスの登録内容と一致するように入力してください。 - 入力内容に疑義が報じた場合は、契約書等の実績を確認するための書類の提出を求める場合があります。 「測量等対象の規模」の欄には、測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記載してください。
添付ファイル登録	共同受付窓口(zip)	P5～7を参照し、必要な書類をご用意の上、電子化及び圧縮(ZIPファイル化)して添付してください。
	共同受付窓口(Excel)	提出書類確認表に商号又は名称を付して、エクセルのまま添付してください。
営業所一覧	営業所追加	資格付与を希望する営業所のみ追加してください。
	営業所基本情報(営業所名)	契約書等に記載する正式な営業所名を入力してください。
	営業所基本情報(代表者氏名)	- 代表者から入札や見積、契約締結に関する事項の委任を受ける方の氏名を入力してください。 - 同一営業所に複数の代表を設定することはできません。
	営業所基本情報(営業所従業員数)	- 申請日時点で営業所の常勤の人数を入力してください。 - 役員も従業員として含めます。 - 子会社の従業員、派遣されている従業員、雇用保険に加入していないパート、アルバイトは、含めません。
	営業所基本情報(うち技術職)	事務、営業職等を除く、有資格者等技術職の人数を入力してください。
	営業所基本情報(委任事項)	- チェックをつけてください。 - チェックのない営業所の登録はできません。

8 提出書類

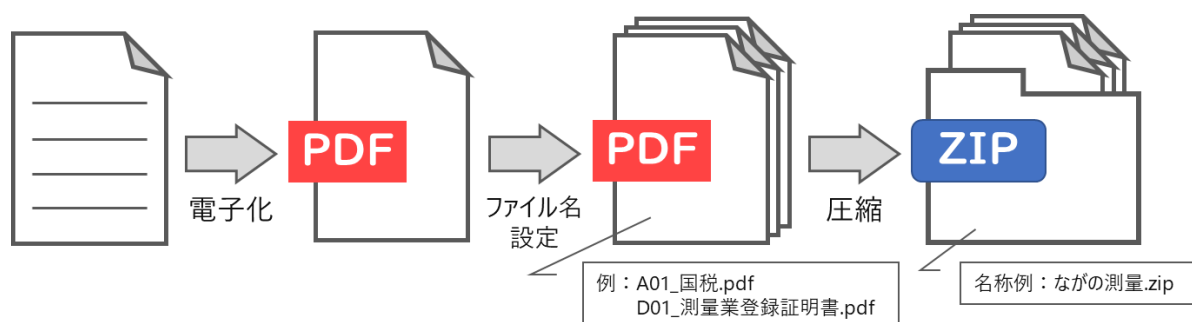
共通審査は「共同受付窓口」、個別審査は「上田市」に、次の提出書類を添付してください。

提出方法は、下図の手順のとおりとなります。

なお、提出書類確認表等の様式については、電子化・圧縮は不要ですので、エクセルのまま申請入力画面に添付して提出してください。

【書類の提出手順】

- ① 紙書類をスキャン等によりPDF等に電子化
- ② 電子化したファイルごとに下表の審査書類欄に記載された記号を付した名称を設定
(共通審査例：D01_測量業登録明書.pdf、F01_決算書.pdf)
(個別審査例：完納証明書.pdf、準市内業者認定申請.pdf)
- ③ ②を、共通審査、個別審査ごとにまとめて圧縮(zip化)
- ④ 圧縮(zip化)したファイルの名称に商号等を付し(例：ながの建築.zip)、申請入力画面「7 添付ファイル登録」において、共通審査は「共同受付窓口」、個別審査は「上田市」に添付して提出



(1) 共通審査提出書類（建設コンサルタント等業務）

区分	審査書類	対象	要件等
確認表	共通審査事項提出書類確認表（共C様式1号）	全て	- 以下A～Gの提出する書類にチェックをつけ、商号又は名称を付したファイル名で保存してください。 (例：ながの建築_共C様式.xlsx) - ファイル拡張子は、エクセル(xlsx)のまま申請入力画面「7 添付ファイル登録」において添付して提出してください。
納税状況 (A)	A01 消費税及び地方消費税に未納税額がない証明書(法人:その3の3、個人:その3の2)	全て	- 発行日が申請日前3か月以内であること。 - 消費税についての未納がないことに加え、法人は法人税、個人は所得税の未納がないこと。
	A02 都道府県税の未納がないことの証明書	全て	- 発行日が申請日前3か月以内であること。 - 長野県への納税義務者は、提出不要です（県庁内の照会で確認）。 - 未納が確認された場合、競争入札参加資格は、付与されません
	A03 長野県内の市町村税の未納がないことの証明書	個人	- 発行日が申請日前3か月以内であること。 - 住民税だけでなく固定資産税等を含む証明であること。 - 住民登録が県外の場合は、提出不要です。

区分	審査書類	対象	要件等
法人登記 (B)	B 0 1 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書	法人	・発行日が申請日前3か月以内であること。
後見登記 等証明／ 身分証明 (C)	C 0 1 後見登記等に関する証明書 (法務局発行) 及び市区町村が発行する身分証明書	個人	・発行日が申請日前3か月以内であること。 ・成年後見人、被保佐人、被補助人とすることの記録がないこと。 ・後見の登記通知及び破産宣告の通知を受けていないこと。
法または 登録規程 に基づく 登録状況 (D)	D 0 1～0 5 各登録官署が発行する登録 証明書又は登録通知	全て	・申請事項「登録事業情報」においてチェックした業種及び分野について、入札参加資格審査申請日及び当該申請日の直前の10月1日現在の登録が確認できること。 ・測量、建築コンサルタント(建築設備を含む)の資格取得を希望する場合は、必須です。 ・建築士事務所登録の証明は、営業所分も必要です。
技術者 (E)	E 0 1 技術者一覧表 (共C様式2号)	全て	・申請日及び申請日直前の10月1日現在において雇用する有資格者の一覧表を業種及び部門別に作成してください。 ・1人の方が複数の資格を取得している場合は、資格別に該当者を記載して差し支えありません。 ・様式の電子化・圧縮は、不要です(提出書類確認表と合わせてエクセルのまま提出)。
	E 0 2 技術者等経歴書 (共C様式3号)	全て	・技術者等の実務経験をもって資格要件を満たそうとする場合は、当該書類を作成して提出してください(補償コンサルタントにおける「補償業務に7年以上の実務経験者」等)。 ・様式の電子化・圧縮は、不要です(提出書類確認表と合わせてエクセルのまま提出)。
決算状況 (F)	F 0 1 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	法人	・入札参加資格審査申請日の直前の10月1日が属する事業年度の直前の事業年度分を提出してください(決算日が9月30日で申請日が2024年12月1日の場合:2023年10月1日～2024年9月30日を事業期間とするもの)。 ・申請する企業単体の確定した決算書を提出してください。
	F 0 2 所得税青色申告決算書や所得税の確定申告書B等	個人	・入札参加資格審査申請日の直前の10月1日が属する事業年度の直前の事業年度分を提出してください(申請日が2024年12月1日の場合:2023年1月1日～2023年12月31日を事業期間とするもの)。
社会保険・雇用保険の加入状況 (G)	G 0 1 「健康保険及び厚生年金保険の領収証書」又は「社会保険料納入証明書」又は「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」	全て	・申請日時時点で最新のものを提出してください。 ・加入義務がない場合、「社会保険に加入義務がないことの申出書(共C様式4号)」を必要な書類(様式に記載している要領参照のこと)とあわせて提出してください。 ・様式の電子化・圧縮は、不要です(提出書類確認表と合わせてエクセルのまま提出)。
	G 0 2 「雇用保険の領収済通知書」又は「労働保険概算・確定保険料申告書」又は「雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)」	全て	・必要な添付書類は、電子化・圧縮して提出してください。

(2) 個別審査提出書類（建設コンサルタント等業務）

区分	審査書類	対象	要件等
納税状況	完納証明書（収納管理課で発行）又は営業証明書（税務課で発行）	市内業者 準市内業者	- 発行日が申請日前3か月以内であること。 - 上田市税についての未納がないこと。 - 事業開始から1年を経過していないため上田市の完納証明書が発行されない場合は、営業証明書を提出してください。 - 個人事業者の場合は、代表者の完納証明書等を提出してください。 - 証明書の発行について、ご不明な点がございましたら、次の担当課までお問い合わせください。 【完納証明書】収納管理課（TEL：0268-23-5117） 【営業証明書】税務課（TEL：0268-23-5169）
営業所	準市内業者認定申請書	準市内業者	- 上田市内に支店又は営業所を有しており、準市内業者の認定を希望する事業者は、必ず提出してください。 - 提出のない場合は、県内業者に区分しますので、ご注意ください。

9 注意事項

(1) 虚偽申請について

虚偽の申請を行った場合は、「上田市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱」に基づき、指名停止等の措置を行う場合がありますので、ご留意ください。申請内容に誤りや変更があった場合は、速やかに変更の手続きを行うようにお願いします。

(2) 電子入札の完全実施について

令和7年度から、100万円超の建設コンサルタント業務等については、原則、随意契約を除く全ての案件で電子入札の実施を予定しています。令和8年度からは、原則、紙入札（郵便入札）による入札を不可とする予定ですので、電子入札の利用者登録をされていない事業者は、速やかに利用者登録をお願いします。登録方法は、上田市ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

(3) 連絡方法の変更について

入札契約業務に係る入札依頼や落札結果などの通知について、これまで郵送やFAXでご連絡していましたが、令和7年度からは、原則、電子メールでのご連絡に変更させていただきます。

電子入札システムや入札参加資格申請の基本情報に登録された連絡先のメールアドレスに送信することになりますので、入力誤りのないようにお願いします。